

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県軽費老人ホームに関する条例の制定に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

- (1) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の軽費老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の新設について

1 規則の改正理由

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の制定に伴い、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

- (1) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の養護老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (2) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の特別養護老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。